

教育委員会告示第 5 号

太子町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する要綱を次のように定め、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 19 日

太子町教育委員会教育長 糸 井 香 代 子

太子町立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、部活動の地域展開に伴い、太子町立学校教職員（以下「教職員」という。）がそれぞれの意思により地域クラブ活動（「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和 7 年 12 月文部科学省）に基づく地域クラブ活動をいう。以下同じ。）に円滑に従事することができるよう、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 38 条又は教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 17 条の規定により、太子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が兼職等の承認を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第 2 条 地域クラブ活動における指導等の業務に従事することを希望する教職員（以下「申請者」という。）は、地域クラブ活動に係る兼職等承認願及び承認願に記載のある添付書類（以下「添付書類」という。）を、勤務する学校の学校長（以下「学校長」という。）を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の規定により承認願及び添付書類の提出があった場合には、その内容を確認し、次条第 1 項に規定する兼職等の承認の基準に該当すると認めるときは、当該承認願及び添付書類に副申書を付して、教育委員会に提出しなければならない。

(承認)

第 3 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を精査し、次の各号をすべて満たす場合、申請に応じた兼職等の承認を行う。

- (1) 申請が、申請者の意思に反して行われていないこと。
- (2) 申請者が勤務する学校での職務遂行に支障を来すおそれがないこと。
- (3) 学校における労働時間（所定の勤務時間と、時間外勤務命令等に基づく時間外勤務の時間の合計）と地域クラブ活動における労働時間を通算した時間から、法定労働時間を差し引いた時間が、単月当たり 100 時間以上となり、又は複数

月平均 80 時間を超えることが見込まれないこと。

- (4) 申請者の心身の健康の確保に支障を来すおそれがないこと。
- (5) 申請者が従事しようとする地域クラブ活動における業務内容が、学校又は教職員の信用失墜につながるおそれがないこと。
- (6) その他教育委員会が兼職等の承認を行うことが適当でないとする事情がないこと。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を行ったときは、地域クラブ活動に係る兼職等承認通知書により学校長を通じて申請者に承認の通知を行う。

(申請内容の変更等)

第 4 条 申請者は、兼職等の承認を受けた後、申請内容に変更が生じた場合には、速やかに学校長を通じて教育委員会に届け出なければならない。

2 申請者は、兼職等の承認を受けた後、異動により勤務校が変更された場合には、改めて第 2 条第 1 項に基づく申請を行わなければならない。

(承認の取消し)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当したときは、兼職等の承認を取り消すことができる。

- (1) 申請に虚偽の内容が含まれていた場合
- (2) 第 3 条第 1 項に規定する兼職等の承認の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (3) 承認を受けた教職員から兼職等の承認の取消しの申出があった場合
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合

(遵守事項)

第 6 条 兼職等の承認を受け、地域クラブ活動における業務に従事する教職員（以下「兼職等教職員」という。）は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 教職員としての勤務時間中に地域クラブ活動における業務に従事しないこと（教育公務員特例法第 17 条の規定による許可を受けた場合又は地方公務員法第 35 条に基づく職務専念義務の免除の承認を受けた場合を除く。ただし、勤務時間内の活動については無報酬とする。）。
- (2) 教職員としての業務と地域クラブ活動における業務が重なった場合には、教職員としての業務を優先すること。
- (3) 学校又は教職員の信用失墜につながるおそれのある行為を行わないこと。

(従事時間の報告)

第 7 条 兼職等教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した日の属する月の翌月 10 日までに、地域クラブ活動従事時間報告書を学校長に提出しなければならない。学校長は、当該報告書の写しを、提出された月の 15 日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、兼職等教職員が心身の健康の確保に支障を来すことがないよう、兼職等教職員の学校における労働時間と地域クラブ活動における労働時間の合計

を把握し、適切に兼職等教職員の健康管理を図らなければならない。

(雇用、委任等に関する契約)

第 8 条 兼職等教職員と地域クラブの運営団体・実施主体との間における雇用、委任等に関する契約は、当事者の責任において、直接行うものとする。

(報酬等)

第 9 条 兼職等教職員は、地域クラブ活動における業務に従事した際の報酬等を、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体から受け取ることができる。ただし、社会通念上適当とはいえない高額な報酬等を受け取ることはできない。

2 兼職等教職員は、地域クラブ活動における業務への従事により得た報酬等に関し、確定申告等を含め、その管理を適切に行わなければならない。

(兼職等の承認が不要な場合)

第 10 条 教職員が、休日等の勤務時間外において、無償又は交通費等の実費弁償の範囲内のみ支給で地域クラブ活動の業務に従事する場合は、第 2 条第 1 項の規定に基づく兼職等の承認は要しない。

(実態調査)

第 11 条 教育委員会は、必要に応じ、兼職等教職員の地域クラブ活動における業務の状況等について調査を行うことができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、様式その他必要な事項は教育委員会が別に定める。